

令和元年度 第3回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和2年2月7日（金） 10時から正午まで

場所：尼崎市役所議会棟3階西会議室

（座長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

（事務局）

<事務局より配付資料について確認>

（座長）

それでは、「2 協議事項 (1) 福祉分野別計画の整合性について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

（事務局）

<事務局より会議の流れについて説明>

（座長）

それでは最初に、子ども政策課から、次世代育成支援対策推進行動計画（第4期）及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）について、ご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

<次世代育成支援対策推進行動計画（第4期）及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）について

事務局より説明>

（座長）

ありがとうございます。委員も今回の計画に関わったのでしょうか。補足説明をお願いします。

（委員）

一昨日、第5回尼崎市子ども・子育て審議会がございました。

ご説明いただいた通りですが、コメントをすると、資料1（素案）P3に、P2で示した3つの視点を踏まえて4つの方向性が設定されています。上の1番と2番が、主に保護者向けというか、子どもを育てる親を支えるもので、3番と4番が、子育て支援といいますか、子どもに直接届く支援の方向性になっています。

最近、尼崎でも、学校や家庭等で体罰等の重たい事例もありましたので、特に1番とか3番のところは、新しくできた「いくしあ」を中心として、どうやって子育て支援のネットワークを作っていくのかとか、3番の下の方に少しあります、今後の児童相談所の設置について検討を進めていくといった形で、重篤な事案を予防する為に、保護者が加害者にならない為に、どういった予防的な支援が必要か、という事と、実際にそういった事案が起こった時に、被害にあった子ども達をどう支援するのか、3番の所とをどう評価していくのか、今後、尼崎にとっても大事なことになるのかなと認識しております。

（座長）

P3とP4の繋がりがよく分からないのですが、少し話が違うものになってしまうかもしれません。計画が2つあるからということでしょうか。P3からP4の繋がりが、何を受けてP4に繋がるのかが見えないのですが。

（事務局）

P3までの次世代計画というのが子ども全般についての計画ですが、P4以降は、そのうち事業計画の内容を抜き出したものとなっています。

（座長）

そうですね。P4から事業計画になりますよね。事業の二重性があるからそういうことになったと。だから違う話みたいになると言うことでしょうか。分かりました。

(委員)

2点ほど質問があるのですが、まず、この整理が素晴らしくよくできていると思いますが、色々なことを網羅しているなどというのが、ひとつ感想です。

P3の2番に保育士の確保というのが載っております。うちの大学も保育士養成で、実は1学年に200人程養成しているのですが、この2年ほど、自治体からの訪問者が多いといいますか、かなり遠くの自治体から保育士確保のためにいらっしゃる方が多い。各自治体、例えば、住宅手当を何万円出すとかいうような形で、全然違う圏域からもいらっしゃるのですが、尼崎市として保育士の確保のために、市がされている特徴的なものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

本市で行われている保育士確保の独自策についてですが、一つは、先ほど先生が言っていたような、保育士の宿舍借り上げ支援事業になります。月額8万2千円が上限となるのですが、実施しております。

後は、新卒の保育士に対しては、市単独の補助ですが、一時金を10万円補助しております。今年度、31年度から実施していることに関しては、保育士資格を取得するために奨学金を活用して使われる方もいらっしゃると思います。

その方の奨学金の返済に関しまして、本人さんと雇われている法人、そして市で、3分割ずつ奨学金の返済支援を行うといった形で、これも市の単独の事業として行っております。

改めまして、来年度向けであります。新卒の方ばかりではなく、だんだん子どもの人材の人数も減っていることもありますので、いわゆる潜在保育士、実際に資格を持っているけれど保育現場の業務に就かれていなかったり、または現場から離れてしまった人もいらっしゃると思いますので、一つは先ほど言いましたように、新卒の保育士に10万円の部分ですけれども、それにつきましては、潜在保育士の方、いわゆる保育業務から離れて1年以上であったり、資格を取得してから1年以上離れている方についても、一時金として、金額は変わりますが支給を行うと共に、就労支援のための研修を、今は保育現場の方に対する研修なんです。潜在保育士への実践に関する研修を実施していこうと、周知に掛かっていきたいと思っています。

それと共に、就職セミナーを、今までは形だけはやっていたのですが、さらに充実させていきたいと考えております。令和2年度にはそのような取り組みを実施していきたいと思っています。尼崎独自としては、以上です。

(事務局)

潜在保育士については来年度からなので、その辺りは今後取り組みを進めたいと考えておりますが、大阪を含めまして阪神間はすごく保育需要が高い場所になるのですが、保育士不足と言うのはどこも出てきている。各自治体で、言い方に誤解を招くかもしれないですが、保育士の取り合いになるのが現状になります。

また、尼崎の現状におきましては、全く足りなくて定員を満たすことができないといった状態にはなっていない状況でありますので、またこれとは別に定員の弾力化を進めるために、本市では定員を超える方一人に一月につき2万円といった待機児童解消加算といったものをとっているのですが、そういった補助も実施しております。定員の弾力化を含めて進めていくといった形をとっているのですが、いまのところ定員を下回るような状況、受け入れができないといった状況は聞いていない。将来的に、今後さらに需要が伸びてきたことを考えると、さらに考え方、いわゆる方策も考えていかないといけないと考えている。

(委員)

うちの学校も、学校自体が潜在的保育士を数千万人抱えています。アンケートを以前とった中で、復職に関してのことですが、先ほど聞きました訓練、今とスキルを含めて変わってきているのが一つ。

あと、もう一つは子育てをしている人間が多いですから、働き方と言いますか、いくつかの保育士にお願いしたのが、パートとして復活をするのは嫌だけど、時間は短い方が良く、とか、時間に融通が利く形と、もしくは身分的な補償をすると、いっきに潜在化していた保育士が戻ってきたので、そこら辺もあるのかなと感じた。ありがとうございました。すごいことをしているんだとビ

ックリしました。

あと、もう一つ簡単に質問があるのですが、先ほどの発言の中のニーズ調査結果のことで、ニーズ調査をずっとしているかと思います。子どものニーズというのはなかなか潜在化することが多くて。親の保護者の意見とか、PTA の代表的な意見を、ニーズ調査でキャッチすることができるかと思いますが、それ以外の、例えば子どもの生の声を、うちの学校も大失敗を犯しているのですが、例えば保護者会とか学校の意見をまとめたものを子どもの声としてまとめることができるのですが、例えばうちでしたら、子ども食堂で何回かやる形でやっていたら、子どもの声を聞いていないのではないかと。そこら辺の小学校で集合調査をしたら分かったのですが、子どもとしては、子ども食堂は行きにくいと、行くことに失意を感じてしまう場合も出てくると。それよりも、何かの時に、大変な時に、学校が食料を供給してくれないかと。フードバンクみたいなことをしてくれないかと。小学校 3 年生のアンケートで一つ出てきたのが、お腹いっぱいになったことがないと、親の方もお腹いっぱいになったことがないけれど、子ども食堂には行くなと言われていろいろと細かい意見がありました。

先ほど事務局に聞くと、子ども食堂が尼崎で 40 ほど稼働されていると。

(事務局)

子ども食堂に来ている子ども達といった意味でしょうか？

(委員)

それでも良いですし、親からでも良いですし。PTA の会長さんの意見だと、違う意見が出てしまうと思うのです。

(事務局)

一応学校を通じてとなるんです。全校配布はしているんですけど、こども食堂は全て民間の団体でしている部分になっておりまして、そこに対してというのはできていないです。

(委員)

尼崎の人口レベルで、30~40 はすごいことだと思います。社会資源、ネットワークとして活用していけば良いのかなと感じます。

(座長)

事業計画なので、P6 以降かなり詳しく書かれていると思いますが、そこに行くまでに、子どもの貧困に関しては今後こういった取り組みをされているのか。特に、横断的な話をしようというのが、この委員会の趣旨になります。

そういった意味では、子どもの貧困に関してのことは全然パンフレットにも出てこなくて、その取り組みをどんな風に、特に親の生活保護の受給率が高いということは、当然子どもの貧困にも影響するわけで、この貧困の取り組みに関してはこれからどうしていくのか。

それから、今のこども食堂も、委員からお褒めの言葉をもらいましたけれど、これは、社協が立ち上げたことですが。全てではないですが。それから、どなたか話していた教育委員会の抱えている体罰問題。そういったところが、パンフレットだから良いことしますといったことしか書かれていませんが、悪いこと、困ったことを、どれだけ減らすかといった事や、そこら辺の書き込みがなくて。一旦、子どもの貧困を。

あと、どうしても P4 以降、国の基準がそうになっているのかもしれませんが、市の独自性を出さない。例えば、シングルマザーが多いだらうと。そしたら、学童保育やお母さんの訓練と、その間の保育をどうするかとか。そういった独自の何か尼崎市特有の条件に沿った取り組みが、もう少しどういった形がいいのか。国が、こういった数字を出すので、それにどうしても流れますが、そこら辺が、どうなっているのかなと。

ここに書ききれなかったんだろうと思うのですが、市の独自性。それから、他の領域、先ほど言ったような、子どもの貧困に関しましては、当然、親の所得と仕事と、それから、子どもの健康状態、学力等と関係する、あるいはいじめ問題も入ってくるという事で。そこら辺で、こういった計画は割と取り組みのことを書くのが当たり前になってくるとは思います。同時に、ダークサイドをどのように克服していくってところで、「検討します」さえ無い感じで、この辺がどうなっているのかなと思ったのですが。

(事務局)

すみません、一部、先ほどの事業計画につきましては、確かに数値は国が定めているものなのでそういった形にさせていただいておりますが、P3の所、2番目になりますが、次世代計画の中になりますが、子育てと仕事の調和と実現に向けた環境づくりに係る、確かに検討項目しか書いておりません。ただ、下の方に書かれております、児童ホーム、子どもクラブの在り方については、本市に関しましては、確かに児童ホームが放課後健全育成事業ですが、それについては待機児童がかなり多いといという状況もあり、本市の特徴としましては、小学校区ごとに必ず児童ホームを設置させていただいております。それと共に、子どもクラブも設置させてもらっております。実際のところ、児童ホームで待機児童になった子どもに関しましては子どもクラブで対応していくということになりますので、学校内で対応しているということが強いというのが本市の特徴です。

その中で、実際には待機児童対策のところ、子どもクラブが強くなりすぎている部分もあります。本来的には児童ホームと子どもクラブは別々の事業になりますので、その在り方については、今後の状況と待機児童対策ということで、児童ホームにつきましてはいわゆる民間の法人での児童ホームを実施して、その補助金の対象も充実していこうと考えておりますけれども、実際に、そういった子ども、いわゆる保護者に対して、どう対応していくのかということも、児童ホームが子どもクラブから何とかできないかとか、それについても考えていけないと思っておりますけれども、児童ホーム、子どもクラブの在り方については、どちらをメインで考えていこうかとなるのですが、今具体的な所ははっきりと出ていない状況です。

(座長)

子どもの貧困に関しましては、それは少し違う質問になります。

(事務局)

この冊子ですが、大きな方向性を書いているので細かくは書いていないのですが。子どもの貧困に関しましては既存事業をベースにして実施しています。貧困の部分というのは色々な分野に出てくると思っておりまして、あと指標等に関しましては、ウェブ上に、この4つの目標ごとに関連資料を載せておりまして、その中で貧困に関しましては、生活困窮の学習支援の事業に関して高校進学率がどうなっているかとかをチェックしていきたいという事で、書き込みをさせて頂いております。今回は配ってはいませんが、資料編において関連する指標を記載し、どう取り組んでいくかという事をタイムリーな内容で見られるように、ウェブ上に載せていくという形をとっております。

(座長)

やはり市民への広報ということで、子どもの貧困や障害児への対応、やはり待機児童がすごく前面に出ているようですけど、もう少し尼崎独自の問題性、社会問題に対応した書きぶりがあったらいいのかなと、そういった注文になりますけれども、今まさしく尼崎が住みやすい町で、どうぞいらっしゃい、といった状態だと思いますが、しんどい人をどうサポートしていくかのメッセージ性が薄いかなとは思いました。

(事務局)

全ての子どもたちが健やかに育つという、この分野には入ってくる内容かなとは思っております。文章は大きな項目しか書いていませんが。

(座長)

児童相談所は既定路線なのか。

(事務局)

「いくしあ」を立ち上げてまだ3、4か月程度しか経っておりませんが、その分も充実させていきたいとは考えております。

(座長)

西宮子ども家庭センターが受けているんですけども、その件数のほとんどではないですが、半分は尼崎の案件でしたっけ。

(事務局)

西宮子ども家庭センターでお世話になっている。

(座長)

尼崎がやってくれよと、そういった話ですよ。

(事務局)

確かににお世話になっているところもありますので。

(座長)

受けざるを得ないのか。中核市になったからね。ここら辺は、痛し痒しというか。やらざるを得ないというか。ここは市長の判断になりますか。

(委員)

すみません。あと、一つ質問があるのですが、P3の1番の安心と安全の中ですが、これは自治体によって違ってくるかと思いますが、全国的に、安心、安全がすごく多いのですが、子どもと絡んでくると、防犯を入れるところが非常に最近増えてきてまして。安心、安全の方向性に、防犯についての記述はどこかで入れているのでしょうか。

(事務局)

資料編になるのですが、本文の2つ目で市内の犯罪認知件数という指標があり、子どもだけではないですが犯罪件数を減らしていく、というのを毎年チェックしておりますのでその辺りの部分と、あと、市内の自転車関連事故件数というのも指標があり、子どもの交通安全教室などをして、子どもに事故が起きないようにといった啓発をしているので、そういった形で、安全確保というので指標はのせている。

(委員)

子ども自体が非行に走る、座長が仰ったような、相対的な貧困率が高くなってきているので、それと合わせて非行率も比例して高くなっている。犯罪に巻き込まれるといったことよりも、犯罪者になってしまうというのものもある。

他の地域で言いますと「万引き」です。小学生の万引きも結構出てきております。小学生だったら叱られたら返すだけだからと言って親がさせる場合がある。そのような形も含めた、犯罪者にしない、といったあたりも必要ではないか。

それから薬物ですね。薬物も低年齢化してきている。

(座長)

ネットでの薬物の売買もありますしね。

(事務局)

一応非行行為に関して、4番の生きる力を育む環境づくりの所にあります。

青少年の健全育成というところで、青少年の補導員の活動した指標や学童の健全育成費用もありますし、中学校区で、PTAの活動チームとの連携、地域との関わりの中で、健全育成を育む事業をやっていたりといった部分が、4番の所には入っている。

(委員)

この計画と我々の今日の会議について、僕の最大の問題意識は、P2に書いている協働による取り組みと社会全体の支援と、いう内容なんです。これが、4つの方向性のそれぞれの項目について、具体的にどのような所とどういった形で連携をしていくのか、それにはどういった方策を必要としていて、行政としてはそれについてどういった協力をしていくのか、あるいは主体的にしていくのかという所に、僕は興味がある。そのことが、インデックスがないので計画全体との兼ね合いでどのように書かれているのか分からない。後日で結構ですので、資料を提供してください。

それからP4以降ですけれど、まずここに書いている資料の内容に、市の教育施設のことを書いていますが、6地区というのは尼崎旧来の地区で考えているということでしょうか。提供区域のところでは。

(事務局)

提供区域で考えております。

(委員)

それで、下の公立幼稚園から企業主導型保育事業までこれだけ数がありますと書いているけど、どこにあるか分からないし定員の人数も分かりませんし、各地区でどれ位のキャパシティがあるかも分からない。その関係で右側の第1号、2号と3号との兼ね合いで、令和2年で解消と書いているけれど、地区ごとで見た場合に本当に解消はするものなのでしょうか。

(事務局)

実際の状況は平成31年の状況になるのですが、今、待機児童は園田地区がほとんどを占めております。148人の4割以上近く占めております。

南部の方が待機児童が少なく北部の方が高い、というのが現状であります。特に、JR塚口界限は再開発されておりますので、あの辺りの需要が高くなります。

(委員)

今のお話を聞くと、全体にはキャパは耐えられるけれど、地域偏在がある。逆に、従来の設置では北部が間に合わないという風に見たら良いのか、それでも大丈夫なのかといった意味で捉えたら良いのか、どっちなのでしょうか。

(事務局)

集中的に、保育所の設置であったり職員の設置であったりを北部でさせてもらっている。常に千くらいの数が必要になってくるかと思いますが、600ぐらいは目途がたっているので準備をしていますが、それ以外は更に進めていかないといけないという所で取り組んでいきたいと思っておりますが、特に北部地域は、その保育所の場所は、土地であったり活用であったりと、今回は一か所用地跡地の活用をしたような方法をとったりもしたんですが、そういったことをしていかないと土地が見つからないといった実情もあります。ここを、何回かやっておりますけれど、土地が無いといったものとなってきますので、私有地のこととなりますと、近隣の皆様であったり地域の皆様の理解も必要になりますので、そのことも含めて、対応を更に詰めていかなければいけないと思います。北部の方では、そういった考えをしています。

(委員)

今説明して頂いた内容は、計画にあたるものというのは、ここに書き込みは、本体ではあるということでしょうか？

(事務局)

本体ではP5のところ、全体の右下にしか書いていない部分にはなるんですけど、資料編の中では、こういうような形で取り組みたいというのは記載させてもらっている分はあります。

(委員)

何を言っているかという、そのこと自体について問題だとは思いますが、計画の中できちっと書き込まれていなかったら、市民からしたら本当にやるのかとなるのではないかと。そこが一つ。

それと、待機児童に関しては、その解消の見込みがあるという事は待機児童対策ということではない。他のP6以降に書かれているような、その周辺の人、外的な事業というところに、そろそろ予算が使えると考えられる。

僕は勝手にイメージしている。そうしないと、その保育園や認定こども園、幼稚園を中核場所にするのか、それとも学校と連携でやるのかという風に、もう少し、子ども子育てと、今所管している保育を中心にした待機をどうするのかというのを超えた何かとか、新しい部分を、どうやって、どことリンクしてするのか、それを活用するのかとか無駄をなくすのかとか、効果を倍増できるような取り組みをするのかとか、そういうプランがあったら良いなと思ったので話をしました。

(事務局)

今は待機児童の方に走っているところがありますので、その辺りのところにつきましてはなるべく早く解決したい。

(座長)

待機児童の次は、学校保育になりますものね。

(事務局)

「いくしあ」が去年10月から新設し、全体で毎月2千件以上の相談案件があります。尼崎の特徴として、先ほど意見がありました貧困問題もありますし、それによって親御さんの子どものネ

グレクトや虐待があります。複合的な問題もあります。それに対して、発達相談支援課では、診察や検査、各専門職が子どもの色んな課題に、虐待チームや教育チーム、私達医療チームが関わったりと、一つの案件にみんなが入ってきて解決するといったフォローを、「いくしあ」自体が尼崎の一つの特徴といいますか、キーワードになれるように頑張っているところです。

(委員)

今、「いくしあ」の事で行われたかと思いますが、高齢者とのダブルケアの問題ですね。相談に2千件あると何件か入ってくるのでしょうか。だいたい結構です。教えてください。

(事務局)

高齢者のダブルケアですか。

(委員)

複合介護と言われているものですね。

(座長)

親の面倒と子どもの育児と両方をやらないといけないというものです。

(事務局)

ヤングケアラーといって、小さな子どもさんが親の介護、例えば親御さんが病気で寝込んでいて、小学校1年生の子がずっと面倒をみているというのが出てきている。それに対する研修もしている。まだ具体的なことまではできていないのですが、そういった子どもさんの悩みを全部「いくしあ」で受け入れて相談を受けている所から初めている。

(委員)

これに限らず、今回たまたま次世代育成支援で、私の立ち位置があまり理解できていないかもしれませんが、この場で議論をすることで言えば、先ほどから出ている分野横断であったりとか、あるいは市民と行政の協働と参画だったり、孤立とか排除するという所が切り口だと思うので、その視点で、計画の中から議論すべきことがもう少し焦点化されないと、次世代育成に限らず高齢者保健福祉もそうなんです。なかなか意見が出しにくいなと言うのが率直な感想です。

(座長)

先ほどの、「いくしあ」で抱えるといっても、他の関連機関や事業者や、あるいは社会福祉法人、施設も相談機関も社協も、そういったことが計画の中でどんな風に具体的に、市は「あれします」「これします」と書いてあるけど、市だけでは抱えきれないし、抱える必要もないかもしれない。専門機関や、あるいは市民の、何よりも働きというのが大きいと思います。

(事務局)

協働の部分で言いますと、地域振興センターで、地域課職員に関しては、地域により関わるといいますか、他の情報とか繋がりに各関係機関で情報共有をするところから、色々な繋がりが持てるようなことができれば、地域の方ともできていくのかなと。そういった各関係機関の情報共有の連携が必要になるのかなと感じております。

(委員)

また突っ込んだことを言いますが、今話した内容は、この計画に書かれていますか。

(事務局)

書いている部分は、地域振興センターとの連携の部分になります。推進活動にも書いているのですが。

(座長)

しかし、地域振興センターが子どものそういった個別の問題に、どれだけやっていけるのか。

その時に、具体的な案件が出てきた時に、どんな形の連携が取れるのか、あるいは情報共有ができるのか、誰が最後責任者となるのか、というのがなかなか見えない。「連携」という名の下で、あるいはこれからカルテを作ったり、情報共有があるかと思いますが、誰が情報の更新をしたり、中心になったり核となって司令塔になったりするのかな、という話がまだまだ無いんですね。

無いことに対して責めているわけではなく、市全体として無いので、これを考えていかないといけないのが、この委員会の仕事となります。

「連携」となった時に、誰が情報、権限、あるいは財政の中核を握って行って、最後のアカウン

タビリティというか、市民に対しての責任とかを出していくのか。仕組みとしてまだ見えてこないし、また、それを検討する話も全く具体化していないかなという気がしています。これは、子どもの問題だけではなく他の案件でも言えることです。

しかし、そういった意味では、生活困窮を初めとして、色んな取り組みで、今出てきた問題を見直して、ここで何がネックなのかを洗っていったら、よりシステム作りになるのではないかと考えているので、その為にこの委員会で個別計画をお伺いをしながら何が足りない、何をブラッシュアップしていけば良いのかという話をしていくという、そういう位置づけです。

活発なご議論ありがとうございます。時間の関係もありますので、次の報告をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き、高齢介護課より、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）についてご報告いただきます。

（事務局）

＜事務局より高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）について説明＞

（座長）

ありがとうございます。ただいま説明のあったことを含め、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）について、質問等ございますでしょうか。

（事務局）

先ほど出てきたのですが、貧困や虐待など、いわゆる権利擁護の部分であったり、あと細かくは具体的には書いていないのですが、エンディング系の話なども今回少し幅広く扱わないと、という議論は進めていっているところです。

（座長）

特に認知症の方で新しい動きを作っているのですか。

（事務局）

認知症は、来年、キーワードは「引きこもらず外に出よう、認知症の人も」というので、地域で行う色々な認知症のカフェというか集まりや、勉強会に関して助成を出します。地域の方が色々な方を、認知症の人をウェルカムな状況にしていくための助成をします。

だけど、まだまだ出す人は不安だ、その不安を少しでも解消するために、個人賠償責任を、これは損害賠償を負った時だけになるんですけれど、少しでもご家族の方、支援する方が安心して送りご本人様を送り出せるような政策を充実していきます。

（座長）

これは超過課税は考えているのですか。

（事務局）

全く考えておりません。一般財源で。

（委員）

こないだ1月20日に分科会があり、今仰られたこの調査の項目を精査したということで、ややコンパクトにして答えやすくして回答率をあげようという事なんですけれど、もちろん尼崎の独自の大きな事柄です。

ゴミ屋敷のことや8050問題、それからダブルケアのそういったことなども把握できるようなアプローチができないだろうかといった検討がなされている。

その事は、第2回のこの会議でも話題になっていたことで、反映していらっしゃるであろうと思っています。

（委員）

次の8期の介護保険事業計画の事については、みなさんご承知のように、社会保険、社会保障の審議会の介護保険部会の方で12月の終わりに、これからの介護保険制度の見直しに関する意見の取りまとめが厚労省から出ていて、前に言われていた、例えば要介護1、2を外して良いとか、非常に大きいんですけれども一応今回先送りになったんです。やはりそれは解決されているわけではなく先送りされただけで、必ず次の9期の時にまた振り返す問題なので、その辺りは8期の事業計画の定めだけではなく、9期も含めて考えていかないといけないのではないかなと。



それから、介護保険の見直しの意見を見ても、それから包括支援体制の取りまとめも、行政社会の取りまとめも、12月の終わりに出た。その少し前には、いわゆる包括ケアシステム研究会の2018年度の報告も出た。あれの共通しているキーワードは地域共生社会ですよね。僕は地域包括ケアシステムというのは、ものすごく荒っぽい言い方ですけども、病院以外の地域のどこかで高齢者を看取っていくシステムを作るものだと、すごく極端ですけども、暴論ですけども、いわば介護と医療の連携というものに特化したものかなと思っていたのが、今や地域共生社会という大きな言葉がそれぞれ共通しているんですね。

次の議題にも繋がる事ですけども、8期の計画の中で、地域共生社会という、それから包括支援体制をどうしていくのかという事に関連して言うと、地域包括支援センターがどういう役割をこれからさらに負っていくのか、あるいは他の分野とほぼ統合されていくような相談機関としてあがっていくのかという事が気になるところです。

(委員)

意見を統一するポイントのところ、基本的な質問で申し訳ないです。

介護予防、健康作りの推進の健康寿命の延伸というのを、各自治体が今自分のところで、おじいさんがこんなんやっているとというのがありますが、それと共に委員が仰った地域包括ケアシステムを各自治体にオリジナルで出しています。例えば、認知症初期集中チームがこれだけ動いてこれだけ深くやっていますみたいな形ですが、尼崎が他の地域に誇れる形で、何かモデルみたいなことを、どんなことをされているのか。

(事務局)

今はいきいき百歳体操や高齢者ふれあいサロンというところで、参加されている方は非常に認知されているのかなというのが、うちのウリだと思っています。

それに加えて、フレイルチェックというのを今年から始めています。今はモデル的にやっているんですけども、将来的にはそれが各地区でそういうことをやろうということで、フレイルチェック隊というのが色んな所であって、みんながチェックし合う。エビデンスなんかも、今、効果測定もバラバラでやっているんですけども、そのチェックを統一して見られるような仕組みになっていけば良いなと思っています。

あと一つ、これからウリになるのかなというのが、介護予防の市民啓発のところになります。今日は持ってきていないんですけど、つい一週間前、介護予防ハンドブックというのを発行しました。

ご承知だとは思いますが、地域ケア会議で自立支援型のケア介護をやりなさいと言われていてうちもやっているんですけども、その課題は結局専門職がご本人様に色々助言してもなかなか心に響かないというのが、大きな問題になっています。

それは口頭で言うだけなので、だったらまずは冊子にしたものをお示ししながら言えるようにしよう、それは専門職がみんなですべてを地域の方に伝え合っていこうという取り組みもしていこうと。

(委員)

分かりました。

いきいき百歳体操に関しましては、効果測定ができていないんですよ。来はることは来ているんですけど、結局何人来ただけしかでいていない。何か効果測定していますか。追跡で。

(事務局)

まだ開始後一年というところで、一回区切ってしまっているんですけども、いわゆる握力だとか、TUGでいわれる5m歩いた速度とか、それを経年的に追って3年ほど前にエビデンスは出しました。やはりかなり高いというか、握力もそうですし、TUGの速度も向上している。

もう一つはチェックリスト。必ずとってもらっていて、生きがいができたとかという回答をいただいている方が一年後には大きく増えた。

(委員)

あと、フレイルが、多分今後の各自治体が間違いなく入れてくるところなんですけど、自治体の話を聞いていますと、身体的なフレイルが、ロコモやサルコペニアに集中するところもあれば、

社会的もしくは精神的なフレイルあたりもやっていくところもあるんですが。どんな感じでフレイルを、身体に絞られますか。ロコモに絞られますか。

(事務局)

フレイルの3要素と言われているのが口腔・栄養・社会参加なので、やはりそこは三位一体でしっかりとやっていきたいというのがうちの考えで、歯科衛生士さんや栄養士さんを巻き込んで、チェックの時に一緒にお話しするとか定期的に何か催しをしていこう、市民の方に響くようにしよう、という動きを、まさに8期の計画には盛り込まないといけないかな、と。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

まず一点は保険財政はどうなっているんですかね。保険財政そのものは収支で言うと黒字なのか赤字なのか。僕の予想では多分黒字だと思っているんですけど。

その理由は何かという、一つは総合事業の問題と、それから各施設の1から5までの要介護者を対象としている事業が、残念ながら窓は開いているけれども人出不足でフル稼働していないところが結構いるので、ひよっとすると黒字じゃないかなと。これはうちの事業所も同じ状態なので。入ってくるお金も少ないけれども、人出がないので、その分支出が減って赤字が減っているというイメージ。同じことが起こっているんじゃないかな。

そうすると、行政はきっと二つのことを考えるんですけども、多分前者の方が多いたろうと思うのは、これで保険料を上げなくて済むと考える可能性が高い。もう一つは、その8期収支でプラスになるかもしれないというものを、今委員の皆さんが仰っているような独自事業であるとか、仮に重点化した事業でどう使うか、どちらを考えるのか。非常に興味がある。

(座長)

そこまで何か、お答えがあれば。お答えできる範囲でどうぞ

(事務局)

まず第8期計画につきましては、今後策定部会で、前回につきましては7回開催させていただいているので、その中で具体的な案というか考え方についてはまとめていきたいなと考えております。

(座長)

それで財政は黒字か赤字か、まずそれも話がありましたが、保険財政はどのような見通しですか。

(事務局)

財政上はほぼ計画見込み通りです。ただ、総合事業については、当初計画の時に見込んでいたような専門型と標準型が、どちらかという専門型の方が多いと思っていたのが、標準型、要は単価が安い方に流れてきているので。元々は総合事業の標準額を超えてしまうんじゃないかという事で、報酬を下げる、金額を下げる、という事を言ったんですけども、とてもじゃないけれど、それを下げてしまうと、今フォローは全部やってくれているのが圧倒的に多いので、これについて、ニーズは一回90%まで落としたんですけども、そのまま継続しています。恐らくこれは解消されないと思います。その部分でいくと、総合事業のパイというのは十分賄えるだけあるんですが、ただ短期的に見るのではなく長期的に見ると、必ず財政が破綻していくのが目に見えているので、今回仮に黒字になったとしても新たな事業についてはインセンティブの交付金がありますから、それでもって色々な事を考えていきます。基本的には蓄えという形でしっかり残しておきたいと思っております。

(座長)

基金はどれくらい。

(事務局)

3年で1回清算になりますから。

(委員)

もっと言うと、総合事業の末路、動向、始末ですね。これは、一つは仰ったように9期でなくな

るものか。

要介護1、2位まで落とすとなると全然別物となってしまうというイメージはできるんだけど、じゃあそれが企業の中に残った時にどうなるか。事業はあるけれども、事業の計画はあるけれども、実際の事業として効果があがる仕事ができているかということになると、多分できないまま続くんだろうな。そうするとそれはどうするのか。どうするのかというのは計画にあるからやらなければいけないけど、できないという意味ではなくて、そこでほんまにやらないといけない事が介護保険の事業者にはできないのを誰がどうやってやるか。まさにこの企画の中で一番考えないといけないところはそこだと思っているので、そこをどうしようかと。

(事務局)

穿った見方ですけども、今の総合事業で、特に地域支え合い事業などというのは、利用者の自己負担分でもってそれ以上の報酬はその担い手に払ってはいけませんよということになっているので、それでやってくれる人っていないんですよ。それにオンするとやってくれる人もいるかも知れない。それが今ネックになっています。それでほとんど広がっていません。

次の見直しの方向性を厚労省が出しましたけれども、その中では有償ボランティアの報奨についても財源あげても良いような方向で膨らまそうとしてくれている。それは良い事ですが、恐らくこれは、要介護1、2に広げていく布石だと思っています。

ですから、恐らく9期にはこっちにもってきて、パイとして給付費の抑制を図ろうというのが厚労省の本音ではないかなと思っているので、そんな感じになるんじゃないかなと思っています。

(委員)

そしたらどうするか。結局は、7期以降は自治体の裁量がすごく増えてきているわけじゃないですか。ところが、その裁量についてはある意味鍵のかかった部分とか輪のかかった部分とか、それを出ようと思うと、それは自分で考えてという話なんでしょうね。その辺りのバランスをどう取るかと言うとちょっとなかなか難しい。保険財源というと別財源だからまだ使途に入れるけれど、国がどうなのか。

もう一つ、最後は、委員が仰ったように地域包括の役割ですね。これを高齢限定でこのまましばらくいくのか、もう少し地域福祉計画で言っているような形で広がったものとして見た時に、今の構成、委託の方法、それから地域での役割、他の機関との連携の方法というところをどうするかというのはもう少し真剣に考えないと。今の包括のようにやれと言われてもなかなか難しい。

(座長)

しかし、目一杯すれば、脱高齢者となる。高齢者に限定しないという方向で地域包括が動いている所が多いんじゃないですか。分母が。

(委員)

その場合はどこが担っているかという違いが大きいと思いますね。

(座長)

その辺りで何かありませんか。地域包括の在り方とか。

(委員)

地域共生の報告書が出て、今後の流れ的には社会福祉法の106条に新しい項目が加わって、包括的な支援事業が制度化されていく、今モデル事業でやっている事が制度化されていくと。全部の自治体の姿勢ではないと聞いているんですけど、包括を含めた高齢、障害、困窮、と子どもを含めて4つの補助要綱を一本化して財政支援も一つにしていくという方向が出ているので、それが遅かれ早かれ自治体にとってすごく影響がある事なので、今度の第8期の計画の中で包括の役割をどう考えるのかというのは、仰るように一つあるかなと思うのが一つと、地域共生の中でもキーワードになっているのが、断らない相談支援と参加支援、社会参加支援というところで、尼崎でやっている認知症の方の外に出ていく社会参加支援というところと、あと総合事業と絡めていくと、認知症以外の高齢者の方のいきがい、仕事みたいなところをどう結び付けて考えるのかということも一つあるのかなということ、今話を聞きながら思いました。

(座長)

地域包括がだんだん福祉事務所みたいになっている。どう考えたらいいか。

(事務局)

今、私の意見とすれば、僕はもっと様子見だと思っています。

他市でも、現場はかなり疲弊していると僕は聞いています。なので、わが市の実情でいうと、これだけ困窮されている方が多いし、精神的にももちろん、障害がある方も多い。そんな中で各部がやはりある程度グリップしっかりしているんです。それがわざわざ他の都市ではできていないから一本にきなさいと。できているところを一本にするのを我々が率先垂範してやるべきでは今はない、という風に思っているので、8期計画ではもうしっかりと包括支援センターでは高齢者を中心としながら地域の方といかにみんなで支え合っていくかというところに特化すべきかなと。

(事務局)

地域包括支援センターも、高齢者等々を運営する社会福祉法人に旧来の在宅支援センターがそのままなっているんですね。高齢者に特化した法人さんなんです。そこに色んな、障害や子どもや貧困や、と持っていったら、もうスキルとしてないので、現実的に我々直営でやるのであればもっと色々な事は考えられますけれども、委託という方法をとるのであれば、今の受託法人ではそのような力がないと思います。

という事は、箱を行政が用意してあげて、複数の法人でそれぞれの専門家が同じところに要は窓口として設置出来るような体制が現実的かなと思っています。それが実は南北の保健福祉センターがそんな発想なんですよね。それぞれがバラバラになっていたものを一本にする事でワンストップの窓口を実現したということなので、実現するならばそんな手法を考えるしかないのかな、と思っています。

(委員)

もう一つだけいいですか。

意見聴収のポイントのところに書かれているような形で、尼崎の今の現状、生活支援体制整備の協議体の協議での課題化がどの位進んでいるのかというのが分からずに申し上げるんですけれども、その辺りは何か各地域で話し合われている地域のニーズなんかを反映させるような余地などは今あるんでしょうか。

(事務局)

前回の地域福祉ネットワーク会議の中でも出ていたんですけど、場が足りないという意見がかなりありまして。

そういったものについては、また今回の高齢者保健福祉計画の中でも場所をどうしていくのか、それがいきいき百歳体操の場所やサロンの場所ということになるので、そこは今後、高齢者保健福祉計画の中で言っていないといけないのかなということもあります。少しずれる話になりますが、地域社会資源を把握していく、それが人なりモノなり、場所なりということなんですけれども、市の方でシステムを導入して、地域振興センターを中心としてそういった地域の社会資源を把握していくという取り組みを検討していたんですけど、ちょっと今止まっていたんです。けれども、もう一度、そういうシステムを入れて地域振興センターを中心として社協さんと連携しながら、人、モノ、お金、場所であったり事業所であったりというものを各支部にシステム導入というものの検討が改めてスタートするという形になります。

そういったものを含めて、今後各課の持っている情報の連携というものをより進めていかないといけないのかなと思っています。

(座長)

色んな機能を集約していくというのが、効率化という意味でもすごく良いし素晴らしい事で、南北のセンターもそうだろうけれど。

ただ、その時に、生活圏域、子どもや高齢者や障害者が生活圏域からかなり離れていって、既存の、例えばもう既になくなっていきますが老人福祉センターが廃園になってくると。そうすると、遠くまで行かなければならず、また老人福祉センターが担っていた機能も変わってくると。

そしたら、先ほどのフレイルチェックなんかはどういう身近な所でできたり、あるいは百歳体操をどこでするのかという機能の統廃合というのが今進んでいる中で、生活圏域から遠い所になった時に、どんな風に、移動やサービスのアクセスを確保できるかという、こういう問題が表裏に

必ず出てくるので、そういう問題点がありますよね。

(委員)

子どもの福祉の立場なのでお伺いしたかったのが、先ほど「認知症の方もひきこもらず外に出よう」のカフェの助成が新しく始まったりとか、ふれあいサロンの取り組みがある、という事だったんですが、異世代交流みたいな形で、子どもと高齢者との、子どもにとっても高齢者にとっても居場所になるような、その地域の取り組みって計画の中であるんですか。

(事務局)

子ども食堂が最たるところになっていると思います。

そんな中で、まず認知症カフェに関してはどうしても、今はご家族の方や支える人たちをいかに支援していこうか、そこに他の世代の方々っていうのはもっと検討が必要かなとは思っています。やりたい事はやっていきたいと思っています。

あとサロンとか、もっと若い方に入っていただきたいところなんですけれど、実態をいうと、時間帯で言うとご高齢の方が活発に動くのが午前中、午後。で、それ以外、夜になると若い人やお子様ってなってくるので、そこで繋ぐものがあれば良いなという気がしています。ちょっと地団駄なところですよ。

(事務局)

実は今進めている計画で、健康ふれあい体育館、老人福祉センターと体育館を一緒にした建物を建てようという事で、具体的に言いますと、武庫地区の福喜園と武庫体育館、あと大庄の千代木園と大庄体育館。それで今、武庫の方が大庄よりも一歩早めに進んでいるんですけれども、その健康ふれあい体育館ですが、できた暁には子どもさんも来る、お年寄りも来る、ということで多世代交流というのを一つのコンセプトにしているんです。

そういう中で、例えばですけれども、囲碁将棋などをとりましても今の老人福祉センターでしたら60歳以上ですからお年寄りしかいないんです。当たり前の話ですけれども。それが例えばですが、健康ふれあい体育館となると子どもも来る。じゃあ、おじいちゃん一緒にやってよ、みたいなことも実現していく可能性があるのかなと。そういう所で、多世代交流、お子様と高齢者の関わりみたいなものができていったら良いなと考えております。

(委員)

なるほど。良いですね。ありがとうございます。

他自治体の取り組みじゃないですが、民間の社会福祉法人さんで高齢者の入所型の施設とかを開放して、子どもが学童みたいな形でそこに自由に入出入りしている、というのがテレビで特集されたりしていて、結構どちらにとっても実りがあるというか、そういう場が地域にある、入所型の施設でなくても誰でも開放的に出入りできるようなところが、それこそ生活圏域の中にある、わざわざ行かなくてもいい所があるとすごく良いなと思いました。

(座長)

活発なご議論ありがとうございます。時間の関係もありますので、次の報告をお願いしたいと思います。

(座長)

それでは、引き続き、地域福祉推進協議会の「複合的な課題を抱える事例検討チーム」の実施状況についてご報告いただきます。

(事務局)

<事務局より「複合的な課題を抱える事例検討チーム」の実施状況について説明>

(座長)

ありがとうございます。補足などありますでしょうか。

(事務局)

第2回目で委員からの意見が分かれて迷走したんですけど、いわゆる事例を通じて複合した課題をどういう風に解決していくのかという仕組みを作っていこうという、メゾレベルの議論と、実際にその事例から何か解決策を探っていこうという、個別課題を脱却して普遍化した何らかのその社会資源というのを作り出していこうという意見とで、どちらでいこうというので迷走して

いた。ただ、メゾレベルでいうと、国でいうと多機関協働の包括支援員なんですけど、あれは小規模な自治体では成功するけれども、尼崎のような自治体ではなかなかしんどいところもあるし、そこをどうするかというところで中々意見が深まらなかったというところがあるのと、私自身は生活困窮の実態が、対象者を限定しないというところもあるので、それでいうと包括支援員に相当するような役割をこの生活困窮でやるべきかなとは思っている。実際には、その周囲の、庁内的にもそうですし、関係機関などでも、生活困窮という必ず一つのカテゴリであるとか、あるいは他の窓口がやっていないところを見るニッチな窓口ですよ、というイメージしか持たれていないというのが実際に感じているところなので、その事例を、今回でいうとひきこもりになりますけど、今現在所管しているところがない、実はいろんなところがちょっとずつ噛んでいる、というところの課題を取り上げることによって、実はいろんなところで持っている資源を体系化して、その中で抜けているところ、あるいは抜けているところがあるとしたらそこを地域で担うのか、ソーシャルビジネスで解決できるのか、行政じゃないとできないのか、というところを協働で検討していくことによって、一つの解決に至るプロセスというのを、我々もその関係機関も含めて、体験をするということで、一度進めていく中で、そのメゾレベルの仕組みというのは見えてくるんじゃないかなという考えを持っています。

(座長)

この資料3-6の表で、支援調整会議の違いという分が下に書いてあるんですけど、支援会議と支援調整会議は必置のもとで二つを使い分けなさいというものですか。どういう風に理解したら良いですか。

(事務局)

支援調整会議は、今我々が相談を受けている方に対しての支援計画を立てる時に、支援計画を関係機関と共にこれで良いのかどうかというのを確認しあう会議。支援会議というのは、我々が現在支援している・していないに関わらず、あるいは他の関係機関が支援をしている、あるいは他の関係機関がキャッチしたがまだ支援に入れていないという人に関して、今後どのように支援をしていったら良いのか、あるいは支援につなげていくにはどうしたら良いのかということに関係機関間で情報共有し合って今後の方向性を決めていこうと、そういうふうな会議になります。

(委員)

どちらかという支援会議というより支援協議会みたいな感じですよ。言葉の響きとしては、

(事務局)

そうですね。主に我々が活用するとすれば、どこかの窓口でこの人心配だなとは思っているけれども、その人が支援を拒否している、あるいは全くその他の機関が関わっているかどうか分からない、という状態の時に、この人なんとかなりませんかというところで始まる会議が支援会議。

(事務局)

本人が支援に同意をしていない人をどう同意に結び付けていくのかというのが、たまたま困っているというのを聞いた、今までだったらその人が本当に困っているという状態にならないとアプローチできなかったけど、それをどういう風にして前の段階から支えていくのか、ということも含めて考えていく、協議することができる。

(事務局)

従来ですと、ご本人から同意をいただけないとその方の個人情報をおの機関と共有することができなかったんです。そうすると、ひきこもりのように、親御さんから連絡があっても、子どもさんからの同意が無い場合に、子どもさんの情報を他の機関と共有することができなかったんですけども、この支援会議では共有することができることになっています。

(座長)

他の委員はどうですか。

(事務局)

今、青少年課の方で、今年の1月20日からひきこもりの絡みで、若年層、概ね二十歳くらいまでを対象に、事業所さんに声をかけて一応決まりまして。その事業所さんが本人の同意のもと

アプローチしたりして、若年のところから未然防止をしていこうかという取り組みを初めて始めたところでございます。

(委員)

主な局はどこですか。

(事務局)

こども青少年局の青少年課です。

(事務局)

そういった事業については、今年の1月20日から、概ね15歳から20歳、青少年及びその保護者、不登校やその経験があり家に引きこもっている、その他将来などに不安を感じている人を対象に、これは委託してですけども、相談のスペシャリスト、社会福祉士とか精神保健福祉士がご自宅に訪問して相談したりとか、そういった対応をしていくと。これを来年度、今20歳までというのを29歳まで引き上げるような形で拡充をしていこうと青少年課の方では考えています。アウトリーチだけでなく、当事者の会などそういった家族の支援、そういったものも含めてひきこもりに対応していこうとふうな動きが今進めている。

(委員)

先ほどの地域包括支援センターの役割の拡大の話につながるところなんですけど、やはり連携型というか協議体型というか、そちらの方が良いのかなとは思いますが。

実は、福井県の坂井市でモデル事業をやっています、それにも関わっておるんですけど、坂井市の人口は9万人で、こちらは40万を超えているということで、同じようには語れないのですが、坂井の方ではコンパクトに窓口を設けて、そこに全ての課が入っているんですけど、尼崎の規模になってくると、複雑な問題がいろいろ錯綜するだろうし、部署もたくさんあるだろうし、何といてもボリュームが違いますから。そう考えると、連携型、協議体型とって、それを地域包括にぽんとって、というわけにはならないのかなと。

坂井でもよくいっているのがワンストップサービス、ワンストップで受けるというのが、重荷がワンストップになってしまうんですよと。結局ワンストップしたところで全部抱え込んでしまいいしんどくなるから、一種の責任も分担して連携型でやろうという形でやり始めたんですけど、どこかに窓口を設けて振るということでは対処できる問題ではそもそも無いし、もう一点、今の報告を聞いていると、資源作りというところに焦点がいくが、臨床的な場面においては、関わっている地域のアセスメントの統合というか、統合的アセスメントという、その方をどう思っているか、というところがじっくりやっていると、チームも育ってきて、お互いに共有もできるんです。次にその解決の支援探しをすると、それまでのチーム、これは自治体もそうだと思うんですけど、この問題に対する実態が育っていないというのはあるので、そういう意味では地道に事例検討を重ねていくことが大事かなと思います。

(委員)

丸ごとの件で言うと、この企画の具体的な内容が出たのは昨年の地域福祉専門分科会でご報告いただいたのが最初だと思うんですが、その時に僕は面白いなと思ったんです。その後機会があって出席させていただいてお話を伺って行って、間違いなくこれは面白い、この最大の理由が何かというと、行政の関係の部門が集まるということと、その行政のしている政策やサービスをそれぞれ出し合ってこれは使えるだろう、これでいったらどうだろうかという検討をされているということが一番。そのことと行政以外の制度機関や専門機関というものをどういうふうに結びつけるのかということがどうなるんだろうかと、これからの課題かなと思っていて、楽しみにしている。

その中で一つ、出席していて思ったのが、現場の方が実際協議していかないと、課題の本当の問題点はどこかというのが見えにくいだらうなというのはありました。

一方で、地域包括の話ですが、地域包括を考える時に、次に出てくるのが協議体の問題なんです。この二つはほぼ関係しているんで、その協議体を今は社協事務局でもってというやり方をしているが、そこで既にいろんな課題が出てきている。今日の社協の事例検討ですが、子ども食堂をやっている知的障害の男性をテーマにした協議なんです。ということは、協議体で完結している

ところがある。そことは繋がっていないんです。そこをどう繋ぐかというのを考えるべきなのかなど。そうすると、今僕が言った言葉で言うと包括というのは、もうちょっと意味を広げないと。ところが意味を広げると言ったって今までのやり方で広げられるのかと言ったら少ししんどい。そのつまりを解消する方法をもうちょっと考えないといけない。

なぜそれをするかという、介護事業計画は来年度作成で来年度末にでき上がる。地域福祉計画はその次の年に策定をする。地域福祉計画が後なんです。子どもの計画もできていますので、それで我々が今議論しているコンセプトというのは、どこで反映できるのという、政策との兼ね合いなので、その中から何かエッセンスがあってこれは使ってみようかというのが、どこで活かされるのかというのがちょっとよく分からない。包括と協議会の関係、それと業務分析みたいなものがどこでできるのか、僕は最低6支所単位で落とさないと無理だろうと、あと南北があるのでそれを吸い上げる部分と地域におろしていく部分と、おろしていく時に、2所化した保健福祉センターの手足というのは、6支所ではどこなんっていうのはなかなか見物やなど。どうするのかと。多分そっちも困ってはいるのでは。

(座長)

個別支援と地域支援と分けられるものではないので、そういう支部レベルでの動きと南北に分けたこの二つと、どんな風にこれを動かしていくのか。まさしく、人口9万位であれば支所での動きというのは充実させていくのは必要だし、もう一方でこうやって南北に集約させていこうというので、そこら辺をどんな風に重複をしていくのかという、そういう問題はあと思っています。

(委員)

行政が分けたサービスや施策、人的支援含めてですが、自由かどうかは分からないけど核にあって、それで使えるものは吸収すると。そうやってうまくいかないものは一緒になって考える。そういう伝え方は転換しないと、今までどちらかという行政がやってきたものを外に出そうと、それでやれるならやろうとしてきたが。

(座長)

動かした問題と、ある種性質的な権限を行使しないといけないような、そういう行政行為なんかも結構入ってくるので、そういった意味では行政が2択みたいな形で安易に出していくのは、少なくともチームではやっていかないといけないんじゃないかなと思いますけどね。

(委員)

蛇足ですが、次のこの機会の時に、さっき事務局が「地域包括支援センターは、やっぱり高齢者中心にやらないといけません。」と仰いましたよね。

(事務局)

という雰囲気では言いました。

(委員)

事務局には違う考えの人もいますよね。私が聞いている分には、二人でここで討論しませんか。というのは、中での政策の違いなのか、それは一緒だが方法論が違うのか、何かそこに新しいインパクトを与えることで同期したりコラボの形に見えたりとか。我々にはその辺りが分からない。

(事務局)

社会福祉協議会という存在ともっと一緒にやっていきたいと考えている。

(事務局)

高齢や子どもというパイが大きい、対象者が多いので。それをやるだけでもなかなか対応しきれない。わたしたちの障害の分野っていうと、逆で対象者は狭いんです。その代わり、例えば、お父さんお母さんが70代、80代、子どもさんが50代で障害、となると、それだけで複合的な課題を抱えている。となると、障害から見ると全てを抱えて対応したらいけないので、実は関わりたいんですよ。ただ、結局は誰もやってくれないから、障害は自分で切り開いて行ってそれぞれの関係機関に入って行ってやっているんですね。

窓口の対応についても、今回二所化に向けて障害が何をしたかという、今までは申請を受け付けて、自立支援給付という処理をするだけだったんです。それじゃ持たないんです。今は何が体制変わったかという、地区担当になった。要は、それぞれの地区に担当を決めて、支給決定はそ



それぞれその地区のメンバーがやるという形にして。それは近い関係、顔の見える関係でいろんな情報も集約するという形をとっている。

そういった意味で、地区を分けるというのは、二所でもできると思うんです。別に地区にいなくても、そこまで行って話ができれば。だからそれぞれの分野というのが、それぞれの地区担当という形をとったとすると、それぞれで連携を図ろうと思えば図れる。もともと福祉事務所というのは保護が中心で、保護は地区ごとで分かれてやっていることを考えれば、そういったやり方をするだけでも、かなり距離が近くなって、専門チームがそれぞれの地区の動きをできたりするわけなんです。それに社協の地区の方が入り込んでいくと、それだけでチームにはなると思います。そういった組織建ての工夫をするだけでも、コミュニケーションが近くなる気はします。いろいろな考えがあると思いますので、僕は今日聞いていてそう思います。

(委員)

さっきの議論は三人でやってもらっては。

(座長)

防災からも入らなければいけない。このチームは防災が弱い。

(委員)

確かにベースはそうかもしれない。災害時にどうするのかっていうこと。

(座長)

尼崎は災害のリスクが高い。たまたま去年も一昨年も外れただけで。今年は尼崎だという覚悟でいかないと。どれだけ死傷者を減らせるか。

それでは、時間となりましたので、第3回市民福祉総合政策学識者会議を閉会します。お疲れ様でした。

以 上